

地公退ニイス

No. 98
2010. 10. 27
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地公退職者協議会
発行人 川端邦彦

03-3262-5546

地公退統一要求提出、事務担当者との意見交換も

地公退は九月八日、総会で決定された総務大臣に対する統一要求を提出した。それに続いて一〇月二日には事務担当者との意見交換を実施し、近日中に回答を受け取る予定である。

△要求提出▽

要求提出には、武内則男参議院議員同席のもと総務省小川淳也政務官が対応した。地公退は眞柄会長と上田・荒屋・藤田・山本の四副会長、川端事務局長・金井会計が参加した。冒頭、会長が次のように発言した。
本日は多忙な中、小川淳也政務官に時間をとっていただき感謝する。

また、このような機会を作るために尽力くださった武内則男参議院議員にお礼申し上げる。

新政権になり、私たちは要求実現・協議の実質化に大きな期待を持っている。あわせて政権を支えるために運動体側は責任ある主張をすべきだという緊張感を持っている。私たちに政府との意見交換のあり方を検討した結果、本年から、社会保障・税制全般に関する要求は退職者連合と関係省との間で協議し、総務省に関する要求を地公退として協議したいと考え、初めてのことが本日の場をお願いした。

本日は申し入れであるので受け止めていただき、後日考え方を聞ききたい。

続いて事務局長が次のように要求の説明をした。

退職者連合の要求は多くの項目にわたっているが、本年の地公退の総務省への要望は四項目である。

第一の年金については四点ある。
一点目は新年金制度に関する検討会の中間まとめなど、政府与党の年金制度検討に対する危惧である。

「全年金制度の一元化」は必要性・可能性に疑問がある。「税を財源とする最低保障年金構想」は受給者に保険料の追加負担を強い、企業負担の家計転嫁になると同時に医療・介護・保育などのサービスに充当すべき財源を使ってしまう。白地に描く場合と異なり、長い経過と多くの関係者をもつ年金制度検討は負担と給付、移行過程の全体像を数値つきで示して関係者の合意により進めるべきである。これを欠く「構想」の一人歩きは認めがたい。

二点目は被用者年金一元化を適正なやり方で進めることである。被用者年金一元化法案は廃案となったが、方向として必要な改革ではないか。実施する場合、制度的に筋違いの「追加費用削減」をやめ、職域部分を廃止するなら公民均衡の制度を新設すべきである。

三点目は共済年金の積み立て資金の責任投資原則運用である。地方公務員共済組合連合会が本年から英断をもって一部資金を社会責任投資運用に充てた。投入資金量をさらに拡大するとともに、各共済組合にあっても積極的に実施すべきである。

四点目は膨大な数になった地方自治体の非常勤・臨時職員の共済加入である。

社会全体でいわゆる非正規労働者の社会保険加入が課題になっているが、地方自治体で働く非常勤・臨時職員を共済組合から排除したままではいけない。

第二は雇用と年金の断絶をおこさない定年年齢引き上げである。

本年の人事院勧告で言及された年金支給開始年齢の段階的引き上げにあわせた定年年齢の引き上げについて、地方公務員についても遅れることなく実施すべきである。これに当たっては給与・任用制度の変更を伴うので、労使の十分な協議と合意を重視してほしい。退職者組織は新入会員問題として大きな関心を持っている。

第三は介護保険である。

主務官庁が厚生労働省であることは承知しているが、基盤整備を急がないと大都市などで近い将来深刻な事態が想定される。地域計画・地方財政計画などの側面から地方自治体を支えてほしいという趣旨である。

第四の個人住民税の公的年金からの特別控除は、法案審議に際して武内則男参議院議員が問題指摘をされた件である。公租公課負担は当然だが、やりくりを無視して徴収効率のみの観点から一律に特別控除をすることには反対である。

これに対して小川政務官は次のように対応した。
暑い中の来訪お疲れ様。同席の武内議員には日ごろ助言を頂き感謝。

要望を聞いた。切実な課題だと思う。厳しい時代だが諸先輩の公務への貢献あつての今日だ。勤めてきた誇りには報いが必要だ。豊かな第二の人生になるよう制度と運用を改善すべきだと思う。

提起された点には同感できるところが多々ある。直ちに出来るものばかりではないが、真摯な申し入れを受け止めて検討する。回答は誠意をもって行いたい。

同席した武内議員が、担当部局は多岐にわたるのでそれぞれに検討を指示して中間的に地公退事務局とすり合わせることを含めて、実質的回答に結びつけることができるようにとの助言をして申し入れを終了した。

△意見交換▽

申し入れ時の確認に基づいて一〇月二日に総務省・高原剛福利課長および担当部局の担当者と地公退事務局および幹事による意見交換を実施した。

総務省の対応は、政府の全体方針や現行制度を基礎に実務を執行している立場からの発言となるので、地公退の主張と一致しない点もあったが、率直・誠実な意見交換は大きな意義があった。

今後関係者と協議して、要求提出時のやり取りと意見交換をふまえた回答を得る予定である。



介護保険は老いを守るか

介護保険二〇年の検証と制度改善への課題

沖藤典子（高齢社会をよくする女性の会副理事長）

二〇〇〇年四月から施行された介護保険は、五年毎に法律見直し、介護報酬改定が三年ごとになっています。来年の通常国会は法律改正で、現在国は見直しの検討に入っています。実施されて一〇年、この前の改定で制度は悪くなりました。これからの一〇年は、介護保険のできたときの「輝き」を取り戻すためにどうするかが大切です。

一 二〇一〇年を利用者の立場で検証する。

介護とは、「暮らしと生活を守ること」だと私は思っています。介護保険が栄えて人々の生活が減じるものであってはなりません。

二 介護保険利用者の立場で検証する

1 二〇〇四年からの「介護保険費適正化推進運動」は、財源圧縮を目的に、七五歳以上の高齢者が増え続け一・七倍になるなど意図的なデータをもとに給付制限に転じました。高齢者増加は一〇年後がピークであり、少子化対策によって動向を変えることができますが、そのことには触れていません。スウェーデンやフランスは出生率が上がり、それは、「親・子ども」に対する施策の充実によるものです。日本は、世代間格差が広がり自殺者が多いのですが、これは高齢時の不安感が強く、介護保険の給付制限はますます不安を煽るだけとなります。特にこのときは「生活援助」を狙い撃ちにし、同居家族がいる利用者は事実上利用困難にされ、介護の社会化が大きく後退しました。

2 二〇〇九年の報酬改定で、「散歩」は介護の範疇に入らない。「院内介助」は情のかけ過ぎとして排除しました。デイサービスの一単位時間も二時間から一時間半にしました。また、福祉用具貸与の「適正化」により寝ていたベッドを持って行かれた人もいます。このことにより、被介護者・家族の負担は大きくなりました。大問題です。

3 小規模介護施設は経営悪化に陥りました。小泉・竹中路線で行われた地域破壊・大企業優先の新自由主義路線がここにも表れています。

三 介護保険は奇妙な保険、「認定」の問題点

本来、被保険者を募るときに、必要になったらどんなサービスが受けられるかということを示します（例 自動車保険）。また、医療保険は、被保険者が病気やケガのとき医療機関に行けばサービスを受けられます。ところが介護保険は、加入するときはサービスの明示がなく、利用するときに「認定」という手続きでサービスが決められます。介護認定に使うコンピュータソフトは膨大な費用を使っています。これを少し変えるためにも大変な費用がかかり「企業」が儲かるようになっていきます。しかも「認定」に当たってできるだけ軽度とするという力が働いていることが分かり大問題となりました。

1 五年前改定で、介護認定が七段階に分かれ「要支援」ができました。その時に「介護軽度者」要介護から要支援の段階に落とされた人は家族を含めて悲惨です。病院に行くのもヘルパーサービスが使えないから家族でつきそう。必然私費負担が増えます。私は、認定段階の「要支援一・二」と「要介護一」をまとめて「介護給付」にするなどして、「認定」は三段階ぐらいでよいと思います。

2 「清潔と適切な栄養」が基本ですが、高齢夫婦世帯では、八割が低栄養です。そこから来る転倒、骨折、脳出血などは大変な課題です。特に軽度認知症は危険が伴っています。これらの人を見守り・話し相手をどうするかが大切です。軽度者を介護保険から外すのは間違いです。

3 軽度者を「地域包括ケアシステム」・ボランティアに委ねるとの意見が出ています。前者は小規模介護施設を退場させておいて今更という感じがします。ボランティアはなり手不足、高齢化、町内会・自治会の実態などどれをとっても矛盾があり多くを望むことは出来ません。

四 二〇〇九年の介護報酬改定（処遇改善金と介護職員の処遇改善）では

1 負担の大きな業務への評価として、訪問系（認知症患者や独居高齢者へのケアマネ業務など負担の大きな業務への評価）・通所系（個別ニーズに応じた対応への評価）・施設系（夜勤業務の評価等）。

2 専門性への評価・介護従事者の定着促進として、訪問系（研修実施、有資格者割合）・通所系（有資格者、勤続年数の評価）・施設系（有資格者、常勤者の割合評価など）。

3 人件費の地域格差への対応として介護報酬「三％アップ」を実施しましたが、加算方式のため計算が複雑で、地域区分がそのまま不公平感が残りました。職員賃金のアップは五、〇〇〇円台が多く期待外れです。保険料は公費投入があつて四、一六〇円になりました。

五 次期介護法改正と介護報酬改定で予想される議論を思いつくまま列挙します。

- 1 報酬・サービスアップが保険料にはね返るジレンマ、公費投入割合増をどうするか。保険料の壁（五、〇〇〇円）突破か。
 - 2 認定基準、段階と区分支給限度額をどうするか。
 - 3 生活援助は短時間化Ⅱ自費推奨でよいか。
 - 4 院内介助、買い物・散歩などの外出支援の緩和ができるか。
 - 5 介護従事者の賃金改善は加算方式から基本報酬にすべきではないか。
 - 6 療養病床群・介護型、民主党は廃止凍結方針だが廃止論も根強い。
 - 7 特別養護老人ホーム多床室、看取り機能と配置医の問題をどうするか。
 - 8 大都市の介護施設整備・人員配置基準と人件費問題をどうするか。
 - 9 「地域包括ケア研究会」報告（二〇二五年）にどう対処するか。
 - 10 地域格差（大都市と沖縄県の高齢者対策）をどうするか。
 - 11 介護労働者問題（外国人労働者を含め）をどうするか。これらの検討を進める際に大切な視点はあるか。
- 介護保険は人生晩年に利用するものです。利用者は八五歳以上が四六％、人間を「お見送り」する国家の礼儀としてきちんとその責任で「お見送り」をすべきです。
 - 煩雑な制度、細かな制約、働きにくい制度にするべきではありません。
 - 「介護は第二医療、介護職は准看護職」になっていいのでしょうか。介護保険の本丸は「軽度のうちから生活援助。清潔と適切な栄養を守る」とにあるのです。

